

兵庫県公報

令和8年7月28日 火曜日 第740号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 保安林の指定の解除（治山課）	6
○ 保安林の指定施設要件の変更予定（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	14
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	15
○ 昭和63年兵庫県告示第320号（支払金口座振替金融機関の指定）の一部改正（会計課）	16
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	16
○ 同 上（同）	17

公 告

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	17
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	19
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	20
○ 落札者等の公示（物品管理課）	21
○ 同 上（同）	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	21

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	22
--	----

警察本部公告

○ 落札者等の公示	22
-----------	----

正 誤

○ 令和8年7月3日付け兵庫県公報第733号中	23
-------------------------	----

告 示

兵庫県告示第749号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名称	制作・配給会社
映画	BULLY ブリー (原題) BULLY	ツイン

兵庫県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

西池土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	赤松光代	加古郡稲美町印南1988番地

兵庫県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市西盛土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	平井武久	神戸市西区押部谷町西盛122番地
同	上谷寛治	同 市同区押部谷町西盛620番地の1
同	藤谷茂	同 市同区押部谷町西盛599番地
同	村主清家	同 市同区押部谷町西盛741番地の1
同	秦亮人	同 市同区押部谷町西盛442番地
同	岩本傑	同 市同区押部谷町西盛248番地
同	藤本重隆	同 市同区押部谷町西盛119番地
同	平井博文	同 市同区押部谷町西盛329番地の1
監事	上谷健一	同 市同区富士見が丘2丁目8番地の2
同	平井智仁	同 市同区押部谷町西盛298番地の2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	平井武久	神戸市西区押部谷町西盛122番地
同	上谷敬子	同 市同区押部谷町西盛620番地の1
同	藤本佐由里	同 市同区押部谷町西盛166番地
同	秦嘉宏	同 市同区押部谷町西盛189番地
同	秦亮人	同 市同区押部谷町西盛442番地
同	岩本傑	同 市同区押部谷町西盛248番地
同	藤本重隆	同 市同区押部谷町西盛119番地
同	山本忍	同 市同区押部谷町西盛596番地

監 事	平 井 博 文	同	市同区押部谷町西盛329番地の1
同	平 井 智 仁	同	市同区押部谷町西盛298番地の2

兵庫県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

神戸市野瀬北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 南 勝	神戸市北区淡河町野瀬58番地
同	山 本 清	三田市三輪4丁目28番16号
同	魚 井 吉 市	神戸市北区淡河町野瀬270番地
同	前 田 豊 治	同 市同区淡河町野瀬347番地
同	宮 脇 二 朗	同 市同区淡河町野瀬527番地
同	中 西 豊 治	同 市同区淡河町野瀬813番地
同	十津川 昭 夫	同 市兵庫区矢部町38番地16－407号
監 事	山 本 穂 積	同 市北区淡河町野瀬210番地
同	小 西 隆 則	同 市同区淡河町野瀬576番地
同	藤 田 正 利	同 市同区淡河町野瀬521番地

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	小南勝	神戸市北区淡河町野瀬58番地
同	山本清	三田市三輪4丁目28番16号
同	魚井吉市	神戸市北区淡河町野瀬270番地
同	前田豊治	同 市同区淡河町野瀬347番地
同	宮脇二郎	同 市同区淡河町野瀬527番地
同	大前真一	同 市同区淡河町野瀬801番地
同	澤田和夫	同 市同区淡河町野瀬703番地
同	内等千明	同 市同区淡河町野瀬805番地
監事	山本穂積	同 市同区淡河町野瀬210番地
同	小西隆則	同 市同区淡河町野瀬576番地
同	藤田正利	同 市同区淡河町野瀬521番地

兵庫県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

西莊土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 上 保 則	加古川市上荘町薬栗389番地
同	高 見 勝 利	同 市上荘町薬栗91番地
同	岡 田 治 夫	同 市上荘町薬栗395番地

就任役員

[illegible]

理 事	高 見 竜 平	加古川市上荘町葉栗198番地
同	高 見 國 昭	同 市上荘町葉栗66番地の1
同	岡 田 邦 成	同 市上荘町葉栗368番地

~~~~~

#### 兵庫県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県東播土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 小 池 敏   | 加東市秋津249番地       |
| 同     | 大 西 尊   | 小野市山田町123番地      |
| 同     | 井 場 正 篤 | 同 市黒川町527番地の1    |
| 同     | 井 上 博 和 | 同 市古川町502番地      |
| 同     | 久 後 利 成 | 同 市小田町455番地      |
| 同     | 内 藤 喜 和 | 加東市東古瀬23番地1      |
| 同     | 藤 本 秀 樹 | 同 市松尾145番地2      |
| 同     | 伊 藤 一 弘 | 同 市下久米1227番地728  |
| 同     | 岸 本 俊 郎 | 同 市吉馬1624番地1     |
| 同     | 岸 本 眞知子 | 同 市多井田553番地1     |
| 同     | 藤 本 和 之 | 同 市秋津121番地       |
| 同     | 藤 原 秀 政 | 同 市小沢62番地        |
| 同     | 安 井 修   | 小野市二葉町1087番地の167 |
| 同     | 安 達 紀 之 | 三木市細川町脇川449番地の3  |
| 同     | 林 山 光 良 | 加東市山国2019番地47    |
| 同     | 藤 浦 文 夫 | 同 市牧野872番地1      |

##### 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 小 池 敏   | 加東市秋津249番地        |
| 同     | 平 田 真 実 | 小野市育ヶ丘町1475番地の651 |
| 同     | 別 府 みどり | 加東市下滝野四丁目29番地3    |
| 同     | 岡 田 和 久 | 小野市山田町259番地       |
| 同     | 前 田 昌 宏 | 同 市広渡町549番地の3     |
| 同     | 井 場 正 篤 | 同 市黒川町527番地の1     |
| 同     | 久 後 利 成 | 同 市小田町455番地       |
| 同     | 内 藤 喜 和 | 加東市東古瀬23番地1       |
| 同     | 大 橋 正 明 | 同 市出水394番地        |
| 同     | 石 古 哲 也 | 同 市藤田355番地        |
| 同     | 岸 本 眞知子 | 同 市多井田553番地1      |
| 同     | 藤 本 和 之 | 同 市秋津121番地        |
| 同     | 佐之瀬 敏 章 | 同 市厚利367番地        |
| 同     | 安 達 紀 之 | 三木市細川町脇川449番地の3   |
| 同     | 安 田 正 義 | 加東市山国2014番地236    |
| 同     | 土 江 満 信 | 同 市多井田578番地       |

~~~~~

兵庫県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

国府平野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	谷本昇	豊岡市日高町鶴岡387番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	橋本義明	豊岡市日高町府中新27番地

~~~~~

**兵庫県告示第756号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

**五斗長土地改良区**

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所            |
|-------|------|---------------|
| 監事    | 西田一穂 | 淡路市生田大坪57番地25 |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏名  | 住所           |
|-------|-----|--------------|
| 監事    | 池本博 | 淡路市育波534番地17 |

~~~~~

兵庫県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

北淡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	小山勝弘	淡路市浅野南653番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山口喜民	淡路市浅野南922番地

~~~~~

**兵庫県告示第758号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称    | 認可年月日    |
|-------------|----------|
| 神戸市小束野土地改良区 | 令和8年5月8日 |

~~~~~

兵庫県告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
加古川西部土地改良区	令和8年5月11日

~~~~~

### 兵庫県告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 吉川土地改良区  | 令和8年5月11日 |

~~~~~

兵庫県告示第761号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
香寺町土地改良区	令和8年4月30日

~~~~~

### 兵庫県告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
|-----------|-----------|
| 生田大坪土地改良区 | 令和8年5月11日 |

~~~~~

兵庫県告示第763号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 解除予定保安林の所在場所
美方郡新温泉町岸田字下肥前畑3834の11（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

## 兵庫県告示第764号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字狐イヲ570の1、570の3、570の5から570の7まで、570の9、570の14、570の16

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字朽ザコ571の10（国有林）、571の1から571の4まで、571の6、571の9

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字ユリ上エ572の1から572の3まで

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字中ノカイ606の1から606の4まで、606の7、606の9

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字中村478、字金山末569の36から569の38まで（以上3筆国有林）、569の1、569の4、569の6、569の7、569の9、569の11から569の14まで、569の16から569の20まで、569の23から569の26まで、569の34

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中村478（次の図に示す部分に限る。）、字金山末569の1（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第765号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字加門垣内698の1、698の2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字ホキノ谷山703の1、703の2、703の4、703の6、703の7

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字シデノ谷山704の1から704の4まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字金兵衛山705の5（国有林）、705の1、705の3、705の4

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字中山706の1、706の2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

## 兵庫県告示第766号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町深河谷字中津ゴロ715の1、715の2、715の4から715の6まで、715の10
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町深河谷字ゴンボザコ743の1、743の2、743の4から743の6まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町深河谷字コエンド780の8（国有林）、780の1、780の2、780の5から780の7まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町深河谷字中津ゴ両ヶ谷781
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町深河谷字ヤケハタ山782の10（国有林）、782の1から782の7まで、782の9、782の11から782の15まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ⑦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
- ⑧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ⑨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町深河谷字アカハゲ山783の1、783の2、783の5、783の6
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ⑦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
- ⑧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ⑨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第767号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和8年7月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町安積字嵯峨林867の12、字岩谷山1409の4、1409の5、字ドウチン畑1410の1から1410の3  
まで、字古城山1414、1414の1、1414の2、字シンドウ1415の2、1415の3、1416の4
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画  
で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町生栖字ノゾキ岩907の1、907の6から907の9まで、907の14から907の24まで、一宮町安積  
字除岩1406の2、1406の78、1406の85

- (2) 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町安積字東大谷1399の1、1399の3、1399の4、字小林1400の5

- (2) 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町安積字本谷1402の3、1402の6から1402の11まで、1402の19から1402の22まで、字上江籠リ1403の4

- (2) 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第768号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市波賀町谷字東奥山545の18（国有林）、545の11、545の13、545の15、545の44から545の46まで、545の50、545の52

- (2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字谷阪山784の1、784の3、784の7、784の9、784の11

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字大サコ山785の1、785の3から785の7まで、785の11、785の12、785の15、785の17、785の18、785の22、785の23

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字五蔵山786の1、786の2、786の4から786の7まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字松ノサキ山787の49・787の51・787の52・787の55から787の58まで（以上7筆国有林）、787の1から787の10まで、787の12、787の14、787の16から787の24まで、787の26、787の28、787の29、787の36、787の37、787の40、787の46、787の47、787の50、787の53、787の54

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- ### (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町深河谷字弥治郎谷山788の1、788の3、788の5

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第769号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社力ネ力高砂工業所

高砂市高砂町宮前町1番8号

高砂工業所長 落 合 計 夫

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社力ネ力高砂工業所

高砂市高砂町宮前町1番8号

(3) 特定施設に関する事項

種	類	34号イ ろ過施設	
能	力	20m ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	1 ～ 3	1 ～ 3
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	5	6
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1 未満	1
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		52	57

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年7月28日から同年8月18日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境対策課

兵庫県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年7月28日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年7月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 米谷昆陽尼崎線	伊丹市昆陽東5丁目9番1から 同 市昆陽東5丁目112番まで	旧	18.0から 27.0まで	365.0	一部 予定地
		新	18.0から 27.0まで	365.0	一部 予定地

兵庫県告示第771号

昭和63年兵庫県告示第320号（支払金口座振替金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1中「、長期信用銀行、外国為替銀行及び相互銀行」を「及び長期信用銀行」に改める。

3中「全国信用金庫連合会」を「信金中央金庫」に改める。

兵庫県告示第772号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業のうち、べにずわいがにかご漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
べにずわいがにかご漁業	別記1	9月1日から翌年6月30日まで	定めなし	20トン未満	8隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月28日から同年8月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年9月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和11年8月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 水深800メートル以浅の海域で操業してはならない。

イ 使用漁具数は3連以内とする。

ウ かごに使用する網目の内径は15センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の各網目の対角線のうち、かご枠底縁により平行となるものの長さの平均値（当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して得た数値）及び当該各網目の当該対角線以外の対角線の長さの平均値は、いずれも10センチメートル以上でなければならない。

エ 漁具標識は、連の両端に方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げたボンテン竿を付し、その中央より下部に横13センチメートル以上、縦18センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には上から順に県名、連番号、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。また、ブイには全て船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。

なお、音波浮上式ブイの使用は禁止する。

別記1 操業区域

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面

別記2 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

1 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡城崎町、同郡竹野町）

2 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）

3 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）



兵庫県告示第773号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業のうち、べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業	別記1	9月1日から翌年5月31日まで	定めなし	20トン未満	8隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月28日から同年8月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年9月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和11年8月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 水深800メートル以浅の海域で操業してはならない。

イ 使用漁具数は1連以内とする。

ウ かごに使用する網目の内径は15センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の各網目の対角線のうち、かご枠底縁により平行となるものの長さの平均値（当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して得た数値）及び当該各網目の当該対角線以外の対角線の長さの平均値は、いずれも10センチメートル以上でなければならない。

エ 漁具標識は、連の両端に方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げたボンテン竿を付し、その中央より下部に横13センチメートル以上、縦18センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には上から順に県名、「暫定」の文字、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。また、ブイには全て船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。

なお、音波浮上式ブイの使用は禁止する。

オ ベにずわいがに暫定水域特別調査が終了または中止された場合には、直ちに操業を中止し、許可証を返納しなければならない。

別記1 操業区域

北緯37度30分10秒以南、北緯36度56.2分以北、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面

別記2 漁業を営む者の資格

兵庫県知事からせん漁業（漁業種類：べにずわいがにかご漁業）の許可を受け、かつ同漁業の許可を受けた船舶を使用する者

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり

大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）ドラッグコスモス上手野店
所在地 姫路市上手野字村ノ西391番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 横山英昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 横山英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年2月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,158平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
44台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
16台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 閉店時刻
午前9時 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和8年6月23日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和8年7月28日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和8年11月30日
 - (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン加古川

所在地 加古川市東神吉町出河原字大判862番地外

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称         | 住所              | 代表者の氏名 |
|------------|-----------------|--------|
| イオンタウン株式会社 | 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1 | 加藤久誠   |

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|--------|
| 上新電機株式会社       | 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号  | 高橋徹也   |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県安城市三河安城町1丁目8番地4 | 杉浦克典   |
| 株式会社ヤマソロ       | 小野市下来住町887番地       | 山本一郎   |

外8者

## イ 変更後

| 名称              | 住所                | 代表者の氏名 |
|-----------------|-------------------|--------|
| 株式会社J o s h i n | 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号 | 高橋徹也   |
| 株式会社プラスワン       | 大阪市城東区諏訪3丁目4番19号  | 吉田昌史   |
| 株式会社ゲオホールディングス  | 名古屋市中区富士見町8番8号    | 遠藤結蔵   |

外8者

## (2) 駐車場の収容台数

ア 変更前 704台

イ 変更後 406台

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前 362平方メートル

イ 変更後 394平方メートル

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前 70.40立方メートル

イ 変更後 72.38立方メートル

## (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

| 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------|-------|
| 午前0時 | 翌午前0時 |

## イ 変更後

| 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------|-------|
| 午前9時 | 午後10時 |

## (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯





赤穂市さつき町11番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市東延末一丁目155番地

株式会社あさひ土地 代表取締役 中 口 陽 介

3 許可年月日及び許可番号

令和8年7月2日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-21-2号（7赤穂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年7月28日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

1 病院及び介護老人保健施設の表西宮市の項中

「

|     |               |             |
|-----|---------------|-------------|
| 西宮市 | 兵庫県立西宮病院      | 西宮市六湛寺町13-9 |
|     | 西宮市立中央病院      | 同 市林田町8-24  |
|     | 医療法人社団 西宮回生病院 | 同 市大浜町1-4   |

」

を

「

|     |               |           |
|-----|---------------|-----------|
| 西宮市 | 医療法人社団 西宮回生病院 | 西宮市大浜町1-4 |
|-----|---------------|-----------|

」

に、

2 老人ホームの表三木市の項中

「

|  |               |           |
|--|---------------|-----------|
|  | 特別養護老人ホーム みずき | 同 市加佐58-1 |
|--|---------------|-----------|

」

を

「

|  |                         |                      |
|--|-------------------------|----------------------|
|  | 特別養護老人ホーム みずき           | 同 市加佐58-1            |
|  | 住宅型有料老人ホーム 北播磨三木すみれビレッジ | 同 市志染町吉田字一本松谷1241-53 |

」

に、改める。

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年7月28日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
令和8年度パーソナルコンピュータ1,280式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年7月14日
- 4 落札者の名称及び住所  
NX・TCリース&ファイナンス株式会社神戸営業所  
神戸市中央区御幸通4丁目2番15号
- 5 落札金額  
3,157,220円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年6月2日

## 正 誤

○令和8年7月3日付け（兵庫県公報第733号）

兵庫県告示第673号（救急病院の認定）中

| （ページ） | （行）   | （誤）        | （正）        |
|-------|-------|------------|------------|
| 6     | 上から15 | 令和8年7月1日   | 令和8年6月13日  |
| 6     | 上から16 | 令和11年6月30日 | 令和11年6月12日 |